

第 1 講 官庁統計

1.1 官庁統計の基礎概念

統計調査を企画し継続的に実施していくための統計制度は、その時々行政上の必要を満たす統計の作成になってきた。行政上の概念としての統計は、共通制度としての統計制度と、統計集団および個々の統計の作成方法についての認識を包括する概念として捉えられる。

統計法は、指定統計を作成するための調査を、指定統計調査とし、指定統計調査についての各種の規定を置いている。それらの規定は制度上の規定のほか、統計集団の規定、統計的観察の手法があらかじめ明確に設定されることを必要としている。それらが明確に設定されたとき、調査の結果得られるべき統計データが指定統計である。

オリジナルの統計データを第一次統計、第一次統計を加工して得られる統計データを第二次統計あるいは加工統計という。

1.1.1 統計と統計集団

統計は、集団性の記述を目的として作成されるものである。統計概念を考察するためには、対象となる集団の概念を明確にしておかなければならない。統計の対象として規定された集団を統計集団と呼ぶ。

通常の統計的観察における観察の対象は、個人、世帯、農漁家、事業所、企業等であり、それらが観察の対象として明確に識別し得る要素として定義されたとき、それらの要素は、統計集団を構成する要素となる。この要素を統計単位と呼ぶ。

時間の規定

1. 静態統計

例えば、ある人の集団について、その集団の大きさ、すなわち人口の総数の把握が観察の目的とされるとき、個々の人は時間軸の上で異なる線分で表されるから、観察はある瞬間に行わなければならない。このようにある時点で規定された統計集団を静態統計集団、静態統計集団について観察の結果得られる統計を静態統計という。人口数、住宅数、事業所数などが含まれる。

2. 動態統計

出生数、死亡数、生産物の生産数量、出荷数量など時間間隔で規定された統計手段を動態統計集団といい、それについて観察の結果得られる統計を動態統計という。

空間の規定

地域の規定は、通常行政上の区画、すなわち国、都道府県、市区町村の区域に基づいて行われる。それらの区域は単独で用いられる他、いくつかの区域を合併した区域が用いられる場合もある。

標識の規定

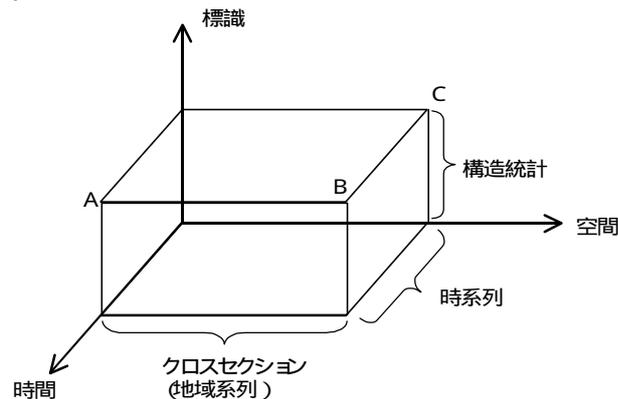
統計単位が人の場合を考えると、観察の標識には性、配偶の関係、職業などの質的な標識と、年齢、就業時間、所得などの量的な標識とがある。統計単位が事業所の場合には、質的な標識として経営組織、産業などが、量的な標識として従業者数、生産額、販売額などが考えられる。質的な標識は統計単位の属性ともいわれる。

量的な標識について観察の結果得られる統計を計量統計、質的な標識についての統計を属性統計という。質的な標識である属性を数量化した場合に、数量化された属性統計を計数統計ということもある。

統計集団と統計データとの関係

統計集団は時間空間標識の3面から規定されるから、ひとたび規定された統計集団について、この3面の中いずれかを固定し、他を変化させて観察することにより、3通りの統計データが得られる(図1-1参照)。

図 1 - 1



構造統計

一つの標識について、時間と空間を固定して観察し、その観察結果を同質的ないくつかのカテゴリーに分類し、集計することによって、ある時間、ある空間における統計集団の内部構造を明らかにするデータが得られる。このような統計データを構造統計という。国勢調査の結果得られる男女年齢別人口、職業別人口や農林業センサスから得られる経営耕地規模専業兼業別農家数などは構造統計の例である。

空間と標識を固定した統計集団について、時間のみを変化させて継続的に観察を行うとき、ある地域の統計集団の大きさとその内部構造が、時と共にどのように変化しているかということを表すデータを時系列 (time series) という。時系列に表れた変化を分析する手法を時系列分析という。

時間と標識を固定した統計集団を、異なる地域について規定し、それらの統計集団を観察して得られる結果は、統計集団の大きさおよびその内部構造が地域

によってどのように異なるかということをおぼわす。このような統計データを地域系列(横断面・クロスセクション)という。

1.1.2 統計データの源泉

1. 行政記録(レジスターベースの統計)

行政庁の許認可権に基づいて行われる個人あるいは団体からの申請、申告命令権に基づく国民の申告、各種の法令に根拠を置く国民による届出、報告、各種保険金の請求などはそれぞれの処分を得た後において、行政資料として行政庁に保有される。それらの行政資料が、当該個人または団体の住所、氏名、番号その他の記号によって団体の識別が可能となるように個体識別子を付して保有されるとき、それらの行政資料を行政記録という。これらの行政記録が蓄積されて一つの集合をなすとともに、その集合に属する個体の情報が、個体識別子によって検索できるようになっているとき、その行政記録の集合を行政記録システムという。

2. 統計記録

統計調査は、個人または団体に申告義務を課し、もしくはその任意の協力による報告を求めて行われる。それらの申告または報告に基づいて、統計上の目的のために作成され保有される記録を統計記録という。

統計記録は、統計上の目的のためにのみ用いられることを国民に約束した上で収集された記録であり、それを個体の情報として個別に利用する目的は禁止されなければならない。このように統計調査によって求められる統計記録の集合で、その集合に属する個体に関する情報の検索が不可能であるように管理された記録システムを、統計記録システムという¹。

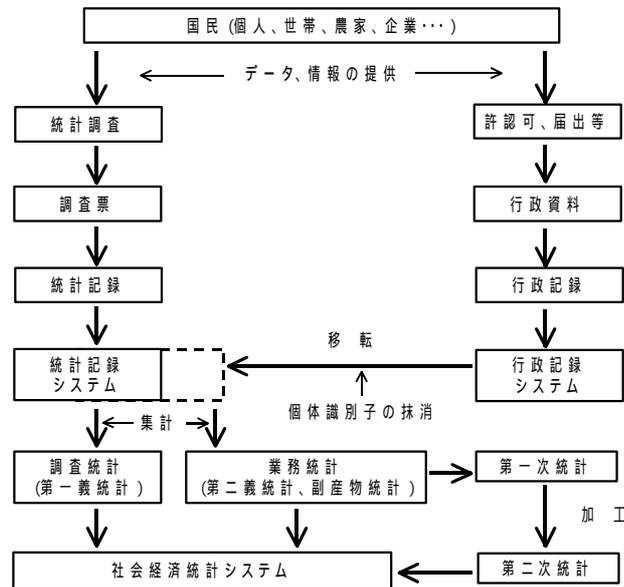
3. 社会経済統計システム

統計調査から作成される調査統計と、行政記録の移転によって作成される業務統計とは、それらの統計をもとに作成される統計指標とともに、社会経済統計システムを構成する。

社会経済統計システムは、数値情報である統計データとともに、統計データの作成方法および当該統計の概念規定に関する文字情報を含むものであって、行政における統計にビルトイン機能や、その他あらゆる種類の統計需要に対応して、統計の検索とその利用を用意にするシステムである(図1-2参照)。

¹行政記録の多くは統計記録として利用できる。行政記録は国民の申告、届出、報告に基づくものであり、わざわざ統計調査を行う必要がないというコスト上のメリットがある。統計記録システムに移転された行政記録を適切な標本設計のプロセスを経て、統計記録として利用するという動きが北欧などを中心に出ている。わが国の統計でも人口動態統計(指定統計第5号)では行政記録システムを統計記録システムに移転して利用することが認められている。

図 1-2 社会経済統計システム



(出典) 工藤弘安(1997)図8、p.39

注) このシステムからは個体の情報は検索は不可能。

1.1.3 統計調査の概念

統計制度上の概念区分

わが国には、統計に関する基本法として、統計法と統計報告調整法の2法がある。統計法に基づく指定統計調査および届出統計調査と、統計報告調整法に基づく承認統計調査の3種類に区分される。これらの統計調査によって作成される統計を、その区分に従って、それぞれ指定統計、届出統計、および承認統計という。

2 指定統計調査(62件)

指定統計調査は、統計法に基づき指定統計に作成のために行われる調査であって、他の法律の規定は適用されない。指定統計調査のためには、人または法人に対して申告を命ずることができること(第5条)、申告された事項の秘密は保護されなければならないこと(第14条)、集められた調査票は統計上の目的以外には使用できないこと(第15条)となっている。すなわち指定統計調査は、申告命令権をともなった統計的観察であって、個別の観察結果が統計記録システムの中の統計記録であることを法定された統計調査である。

2 届出統計調査(1017件)

指定統計調査以外の統計調査であって、「届出を要する統計調査の範囲に関する政令(昭和25年政令第58号)に規定する範囲の統計調査である。ただし承認統計調査は除かれる(統計法第8条)。政令は、申告、報告、資料の提出を求める目的が、集計かつ製表することにあることを規定してお

り、従って届出統計調査の範囲は統計的観察に限られる。また調査の実施者、対象地域、統計調査の種類各面から、届出統計調査の範囲が限定されている。

2 承認統計調査（500 件）

統計報告調整法第 3 条に定義される「統計報告」の徴集をいう。統計報告は、国の行政機関が徴集する報告であって、報告様式が示されること、報告の提出を求める対象は人、法人その他の団体でその総数が 10 以上であること、一定の時点または期間についての報告であること、その結果の全部または一部が統計作成のために用いられるものであること、などの規定によって定義される。

届出統計調査および承認統計調査に関わる秘密の保護、目的外使用の禁止に付いては、統計法（第 14 条、第 15 条の 2）に規定がある。

表 1-1 省庁別の指定・承認統計件数

(単位:件)

省庁名(再編後の名称)	指定統計	承認統計 (うち他省 庁との共 管調査)	合計	届出統計
農林水産省	8	121(2)	129	-
通商産業省(経済産業省)	16	52(5)	68	-
厚生省(厚生労働省)	5	61	66	-
総務庁(総務省)	13	40	53	-
運輸省(国土交通省)	7	45(4)	52	-
労働省(厚生労働省)	3	42(1)	45	-
科学技術庁(文部科学省)	0	34	34	-
建設省(国土交通省)	2	31(5)	33	-
経済企画庁(内閣府)	0	25	25	-
文部省(文部科学省)	4	17(1)	21	-
郵政省(総務省)	0	19	19	-
大蔵省(財務省)	1	8	9	-
国土庁(国土交通省)	1	1	2	-
環境庁(環境省)	0	2(2)	2	-
自治省(総務省)	1	0	1	-
国税庁	1	0	1	-
北海道開発庁(国土交通省)	0	1	1	-
防衛庁	0	1	1	-
合計	62	500(20)	562	(1017)
日本銀行	0	0	0	4

・「指定統計」は現在調査・作成されている件数。
 ・「承認統計」は2000年中に承認された件数(調査表単位)。
 ・「届出統計」の合計件数(1017)は、2000年までの「新規届出件数中止件数」の累計。
 ただし、「届出を取り下げているが、実際には調査を行っていない」場合や、「1回限りの調査として届け出ている(中止届は不要)」場合があるため、実態よりも過大となっている(省庁別の内訳件数は公表されていない)。

センサスと標本調査

調査体系上の概念区分として、センサス(Census)と標本調査の区分が重要である。センサスとは、全数調査あるいは悉皆調査を意味し、統計集団全ての統計単位についてもれなく観察する統計調査を意味している。標本調査は、統計集団を構成する統計単位の一部を選出し、選出された統計単位からなる標本(sample)についてのみ観察を行う統計調査である。選出が無作為に行われている場合には、母集団の数値を推定することが可能であり、またそれを目的としている。

センサスの機能

1. 標本調査の設計のための基礎資料を提供する。標本抽出のもとになる統計集団について、調査区などの調査の単位地域のリストおよびその地図、世帯、事業所などの統計単位のリスト、農地の保有者その他特定個人のリストなどは、センサスによって提供される。
2. 標本調査の結果からもとの統計集団（母集団）の数値を推定する場合の基礎数値を提供する。
3. 標本調査によって得られる時系列について、ベンチマークデータを影響すること。ベンチマークデータとは、センサスが例えば5年周期で行われ、その中間年月の数値が標本調査によって提供されるような調査体系の場合に、標本調査による時系列の水準の適否を5年ごとのセンサスのデータによって判定し、必要に応じてその補正を行うために用いられるセンサスデータのことである。
4. 時系列を指数によって表現する場合に、指数の算出の基礎となるウェイトその他の基礎数値を提供すること。

センサスに付与されるこれらの機能の実現のために、センサスと標本調査とは、それぞれの統計集団の規定、用語の概念および定義、統計分類その他調査設計の細部にわたって整合性を保つことが要求される。

国勢調査だけでなく、賃金、雇用、農業、企業等についてもセンサス調査を行い、母集団の分布を定期的に調査し、それから派生して行われる標本調査の基礎資料となっている。

1.2 統計制度と統計政策

社会経済統計の作成と提供のために遂行される政府統計事業は、事業についてその時々での社会の評価や行政側からの要請あるいはそこに投入される資源の過不足、算出物に対する需要の変化等によって、その内容は質量ともに変化していく。

政府統計事業のために設定されるこの統計制度はまた、その事業が政府の事業の一環であることから、一般的な行政制度としての側面を持つ。従って、行政制度としての統計制度のもとで行われる政府統計事業は、また行政の一分野であるという認識が成り立つ。このことから、所定の統計制度のもとで行われる行政を統計行政という。

統計行政においても法律による授権があり、行政組織がある。政府統計事業の根拠となる統計法規およびその事業主体である統計組織がそれに該当しよう。また法目的の実現のために、行政上の規範ないし標準が設定される。政府統計事業においてそれらは統計基準と呼ばれている。

1.2.1 統計制度の保守性と機動性

統計は統計集団についてその集団性を記述するものであるが、その集団性は、統計集団の構造の相互の比較、時系列および地域系列の比較によって一層特徴的に明らかとなる。従って統計は、統計集団の時間、空間、標識の三面について、連続性、比較可能性を確保しつつ作成されなければならない。このためには、統計制度がある程度の保守性を維持することが必要となる。

他方、統計は行政の展開に応じて変化する需要に応えなければならないという側面があり、そのための機動性が確保されている必要もある。

1.2.2 秘匿とプライバシー

統計調査は設定された統計制度のもとにおいて、行政庁が国民に対して行う統計的観察である。観察の目的は、観察の結果を分類集計して統計を作成すること、すなわち当該統計集団についてその集団性を記述することであり、観察の結果をそのまま被観察者に対する個別の行政上の決定に利用することにあるのではない。

統計調査は、行政府と国民との間におけるこのような信頼原理を基盤として成立し、発展してきた。従って統計調査の全ての過程にわたって、観察の過程で知り得た事項、観察の結果得られた調査票等の資料および統計記録は、秘匿された状態におかれなければならない。すなわち秘密（秘匿性）は保護されなければならないのであって、これは統計制度に対する基本的な要請である。

今日では伝統的な秘密の保護の原則に代わって、秘匿性 (confidentiality) の保証という原則が国際的に通用している。わが国の統計法では、秘密の保護を規定しているが（統計法第 14 条）、この条文を文字通りに運用するとすれば、「秘密とは何か」ということが明確に述べられねばならない。しかし統計調査について保護されるべき秘密を一般に規定した例は見当たらない。すなわち統計法に規定されている秘密の保護は、運用上は秘匿性の保証原則を意味するものとみることができる。

1.2.3 秘匿性の保証

秘匿性とは、データが収集された後での利用や開示の条件に関わる概念であって、統計調査の実施者が国民から収集したデータを保管管理する際の条件と、その保護手段および保障措置に関わるものである。それは収集されたデータの取扱の問題であって、データの提供者は収集された後のデータに対しては、たとえそれが自己のデータであっても、統制力は持ち得ない。これに対してプライバシーはデータを提供する国民自身の問題であって、プライバシーの保護はデータを提供する国民の権利の擁護を内容とする。言い換えれば秘匿性はデータに固有の特性であり、プライバシーは個人に帰属すべき特性である。

従って統計調査における秘匿性の保証とは、収集したデータを秘匿した状態におくこと、データは当初国民に提示した目的以外には使用しないこと、の 2 点を保証することを内容とするものでなければならない。

ところで、多数の標識についての観察結果を組み合わせて集計し、しかも統計集団の分割によって極めて小さな地域についてそれが表章されるとき、集計されたデータから特定の統計単位が検出され、あるいは電話帳などの他の利用し得る名簿によって、特定の企業あるいは個人と特定される可能性は残る。このため、統計表のセルの中で観察された統計単位の数がきわめて少ない（3 単位以下）場合には、該当するセルのデータを X で表示するのが慣例となっている。

統計調査については、それがプライバシーに関わる事項について観察を行うことから派生する固有の問題がある。

1. 統計調査の調査事項がプライバシーの見地からみて妥当か否かの問題（例えば、学歴、IQ、病歴）
2. 統計調査の実査の場面での、被調査者と統計調査員との関係から派生する被調査者のプライバシー保護の問題（例えば国勢調査の回収）
3. 記入済みの調査票等の文書の伝達、蓄積、処理、保管の段階で発生する、個別情報の漏洩あるいは窃用の問題（データ廃棄の不徹底）
4. 調査表の目的外使用あるいは他のデータとの照合、リンケージによって生ずる個別情報の不本意な漏洩の問題（研究者のモラル）

5. 公表される結果からの個体情報の不本意な漏洩の問題 (公表方法の問題)

このうち 1 は、統計調査の企画段階で措置すべき問題であり、3、4、5 は統計調査の実施機関あるいは総合調整機関によって、法律の趣旨に基づき対処される問題である。2 の問題は、実差の場面での多面的な問題を含むため、画一的な対応は難しい。

わが国では、1988 年に「行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報保護に関する法律 (個情法)」が制定され、これに伴って、関連する統計法規の改正が行われた。個情法第 3 条は、統計法に基づく指定統計調査、または届出統計調査によって集められた個人情報および統計報告調整法に基づく統計報告によって得られた個人情報については、個情法の規定を適用しないこととしている。これによって法体系上は、個人情報保護制度と統計制度との間には明確な境界線が引かれている。

1.2.4 国際統計制度

世界各国の統計が連続性を保ちながら同程度の水準で整備され、しかも統一な基準によって作成されることによって相互に比較可能となるためには、それを可能にするための国際的な制度が必要である。これを国際統計制度という。

国際統計組織は 1851 年ケトレーの提言によって設立された万国統計会議に始まる。この会議は各国の政府代表によって構成され、その第 1 回の総会は 1853 年にブラッセルで開催された。ついで 1885 年には、統計に関する国際協力とその進歩発達を促進する常設の国際機関として、国際統計協会 (ISI) が設立された。第 2 次大戦後は、1945 年に国際連合が設立されるに伴って、国際連合経済社会理事会上に置かれた統計委員会および事務局としての統計局が、FAO、ILO、WHO などの専門機関とともに国際統計の諸課題に取り組んでいる。

統計の作成および国際的交換に関する法規面の措置としては、1930 年に発効した「経済統計に関する国際条約」がありわが国も 1952 年にその当事国となっている。条約運用は戦後、国際連合に引き継がれており、各国はこの条約に基づく統計のほか、国際連合憲章により各種の統計を国際連合に提供する義務を負っている。

国際的な統計基準としては、国際連合によって各種の国際標準統計分類が設定されており、各国の制度する統計分類はこれに準拠することが勧告されている。国民経済計算に関する国際基準である SNA (System of National Accounts) は、1953 年に公表され、1968 年、1993 年に改訂された。人口住宅センサス、農業センサス、鉱工業センサスについては 10 年ごとにその実施が勧告されており、センサスにおいて調査すべき事項、集計すべき事項もその都度勧告される。

1.2.5 統計政策

わが国では、統計体系の整備は統計法の第 1 条に明記されており、第 2 次大戦後の統計開発の基本理念となってきた。しかし全体計画の策定に関する明文の規定は置かれていない。したがってこの課題は、政策目標としての統計体系を実現するための統計政策の課題として論じられてきた。総務相の諮問機関である統計審議会が、1985 年に答申した「統計行政の中・長期構想について」および 1995 年に答申した「統計行政の新中・長期構想は、統計政策の見地からの中長期の統計計画に関する重要な提言を行っている。

統計調査体系の整備に関しては、より政策的な対応を必要とする課題が存在し、このため統計政策の目標としての統計調査体系が別途作られる必要がある。

すなわちここでは世帯、事業所などの調査単位の統一、調査区や調査対象名簿あるいは母集団フレームの共同利用などの、技術的な観点からの体系整備が要求されると同時に、それとは別に、人的、物的資源の効率的な利用（調査ローテーションの調整）、統計調査に伴う国民の負担の軽減、事業実施の担当機関の負担の平準化、これらのための統計調査の調査同期の体系化など、統計政策に即した視点からの体系の整備が考慮されなければならない。

調査環境の問題

調査環境の広義の意味は、統計調査の実施を困難にしている全ての要因に関する問題意識を総括した概念ということである。これらの要因には、中央地方の政府統計職員の量的な不足と専門職の質的水準の低下、統計調査員の選任と確保の困難、統計調査および関連事業に投入される経費の慢性的な不足、都道府県および市区町村に委託される中央各省庁の統計調査事務の負担の増大と時期的なアンバランス、被調査者の非協力あるいは調査拒否等々が挙げられる。調査環境の改善とはこれらの諸要因の克服のための対策とその実施を意味する。

調査環境の狭義の意味は、中でもとくに被調査者の非協力、調査拒否および不在による調査不能といった問題意識を内容としている。ここでは、実施担当者よりもむしろ被調査者としての国民の側から見た問題意識を背景としている。すなわち非協力、調査不能の原因としては、統計調査の数と種類の増大、調査事項の複雑多様化、類似重複調査の存在などの調査実施者側に帰属すべき原因が一方にある。他方、被調査者側の原因としては、一般的なプライバシー意識の浸透のほか、核家族化共稼ぎによる不在世帯の増加、多忙、記入困難、協力に対する見返りが少ない、徴税等に利用される懸念などがあり、また事業所や企業の場合には人出不足(OAによる事務処理の普及)などもその原因となっている。

統計調査員の問題

統計調査員の多くは、調査の都度臨時に雇用される非常勤の公務員である。そのため現行の統計制度の中に、統計調査員に関する制度が明示的に組み込まれていないと言いがたい。

統計調査員は、担当の調査地区を巡回して調査対象の名簿を作成し、被調査者に面接して調査の趣旨を説明し同意を得た上で、調査表に沿って聞き取り記入あるいは記入の依頼を行う。調査の成否ないしその結果の信頼性は、統計調査員の段階で決まってしまうほどの重要な責任が、統計調査員に課せられている。しかし一方では社会生活の変容、住民意識の変化に伴って、前述のような調査環境の問題が統計調査員の業務の円滑な遂行の障害となっている。また近年では、統計調査員の調査の実施中に遭遇する事故や災害も次第に増加しており、深刻な問題となっている。

1.2.6 わが国の統計組織

中央政府

総務省統計局（統計調査部）は、統計審議会に意見を求めながら、統計法および統計報告調整法の規定に基づく承認権の行使と、設置法の規定の枠内における補助手段を通じて、特定の行政課題にとらわれない総合調整機関としての機能を果たし、国勢調査などの大規模なセンサスや、連続性を要件とする各種時系列の作成のための統計調査を企画実施している。

各省庁の統計主管部課は、それぞれの所管行政分野に応じて統計の作成を分担しているが、省庁内部の統計業務が全てそれらの主管部下に集中されているわ

けではない。統計主管部下の行う統計業務はセンサスなどの基本的な構造統計と、長期時系列の作成のための統計調査の企画・実施が中心となっており、その時々行政課題に対応する統計の作成は、むしろそれらの行政を直接所管する部局に委ねられている場合が多い。

統計審議会は、学識経験者、行政機関・都道府県の統計主管部局の代表者、統計利用者の代表者で構成されており、総務相の諮問に応じて統計調査の審査・基準の設定・総合調整などの重要事項について調査審議することになっている。

地方政府

各省庁の統計調査の実施事務は基本的には地方公共団体に対する委任事務として遂行されている。このため都道府県には、国庫負担による統計専任職員が配置されている。統計専任職員は、都道府県統計主管課の他一部は衛生民生主管課にも配置されている。

1.2.7 統計法規

統計法規が必要とされる理由は、統計調査における行政庁と国民との間の権利義務の諸関係を明らかにし、統計調査の成立に根拠を与えることにある。すなわち、統計調査の執行をより一層確実なものとし、統計の真实性を確保するためには、国民に対して統計調査において真実の申告を行う義務を賦課するとともに、調査関係者に対しては申告された事項について守秘義務を課し、またその目的外使用を禁止する措置が必要となる。同時にこれらに違反した場合における罰則を設けることによって、統計調査の執行に関する間接強制の方法を図る必要がある。また調査実施者に対して調査結果の公表の義務を課し、それを国民に還元させる措置を図ることも重要である。

統計の開発が進んだ段階においては、統計を体系的に整合性を保持しつつ整備することが新たな行政目標となり、また統計調査に伴う国民の負担を軽減する見地から、統計調査の重複を極力排除することが要求される。したがって統計法規は、単に個別の統計調査に法的根拠を与えるにとどまらず、統計の体系的な整備、統計調査の体系化と重複の排除に関する行政統制の手段が付与される必要がある。

行政の展開に伴って、統計のビルトイン機能が定着した段階にあっては、行政の計画も執行も統計データのコントロールのもとに行われる。このような段階では、統計データそれ自体が法的根拠を持った数字すなわち法定数字として位置付けられる必要がある。このため統計法規は、統計調査の結果として統計データにも作用するものでなければならない。

1.2.8 統計基準

統計基準とは国全体としての統計行政の共通の目標に対して、個別分野毎の統計業務を統制するために設けられる行政上の基準である。それらの統計基準の基本的部分は法律に定められるが、その他の具体的な基準は、行政立法の段階に委ねられ、あるいは告示、通達などの法形式によって定められる。

統計集団および統計的観察に関する基準は、統計法規の中で定められている。指定統計調査の場合には、統計法第7条において、総務相の承認を要する事項として下記が規定されている。

1. 目的、事項、範囲、期日および方法

2. 集計事項および集計方法
3. 結果の公表の方法および期日
4. 関係書類の保存期間および保存責任者
5. 経費の概算その他総務相が必要と認める事項

これらの事項は、個々の指定統計調査毎に定められる政令、規則などの段階で、さらに具体的に規定される。

届出統計調査や承認統計調査についても、それぞれの規定に基づいて基準が定められている。

References

- [1] 工藤弘安 (1997) 『入門統計学 官庁統計の作成と利用』、全国統計協会 連合会
- [2] 清水誠 (2000) 『統計体系入門』、日本評論社
- [3] 松田芳郎 (1978) 『データの理論 統計調査のデータ構造の歴史的展開』、岩波書店
- [4] 松田芳郎 (1999) 『ミクロ統計データの描く社会経済像』、日本評論社
- [5] 松田芳郎・濱砂敬郎・森博美 (編著)(2000) 『講座ミクロ統計分析』、日本評論社